

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更

都市計画芦屋景観地区の変更

（ 諮問第8号 ）

計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区の変更（芦屋市決定）
都市計画芦屋景観地区を次のように変更する。

名 称		芦屋景観地区		
位 置		芦屋市の一部（芦屋川南特別景観地区を除く行政区域）		
面 積		約1,835ha		
建築物の形態意匠の制限	一般基準			
	<p>1 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指し、建築物の外観や形態意匠は、芦屋らしい景観の基本となっている自然環境や歴史的資産との一体性や地域ごとの景観特性を考慮し、周辺の街並みや境界との関わり状況、敷地内の位置、建築物の規模、意匠、材料及び色彩について、隣接する相互間で調整され、地域全体として調和し、景観の向上に資するものとする。</p> <p>2 緑ゆたかな美しいまちづくりには、樹木草花の存在は欠かすことができない。そのため、潤いのある生活環境の創造に寄与するよう、壁面緑化や屋上緑化を含め、建築物及び駐車場など建築物に附属する施設と緑化デザインが一体となった、緑ゆたかな美しい景観の形成を図るものとする。</p>			
	項目別基準	大規模建築物	位置・規模	
			屋根・壁面	
			色彩	外壁
				屋根
			壁面設備・屋上設備	
			建築物に附属する施設	
位置・規模			<p>1 芦屋の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。</p> <p>2 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>3 周辺の景観と調和した建築スケールとし、通りや周辺との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p>	
屋根・壁面		<p>1 主要な材料は、周辺環境との調和に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>2 壁面の意匠は、周辺と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。</p> <p>3 通りや周辺で共通の要素を共有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p> <p>4 側面・背面の意匠についても、周辺と調和したものとする。</p>		
色彩		<p>1 芦屋の景観色を念頭に、高明度及び低彩度を基本とし、周辺環境との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、明度5以上の明るめの色調とし、かつ、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>(1) R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p> <p>2 上記にかかわらず、アクセントとなるポイントや商業・業務地区の低層部分などでは、色彩の演出に工夫する。また、高層建築の中高層部分は、特に低彩度とすること。</p>		
屋根		<p>基調となる色は、けばけばしくない配色とすること。明度及び彩度については、外壁色と調和したものとする。</p>		
壁面設備・屋上設備		<p>塔屋並びに、外壁、屋根及び屋上に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は、建築物と調和した意匠とすること。</p>		
建築物に附属する施設		<p>建築物に附属する駐車場、駐輪場、屋外階段、ベランダ、ゴミ置場等は、建築物及び周辺と調和した意匠とすること。特に駐車場は、自動車が周囲から見えないようにし、緑化等の工夫をすること。</p>		

	その他の建築物	通り外観	<p>1 前面空地，エントランス周り，駐車場アプローチなど接道部は，建築物と一体的に配置やしつらえ，材料の工夫を行い，落ち着きのある外観意匠とすること。</p> <p>2 十分な修景植栽を施すことにより，緑豊かな外観意匠とすること。</p> <p>3 建築物に附属する塀，柵等の囲障は，植栽計画と一体となった意匠とすること。</p> <p>4 建築物に附属する擁壁等は，自然素材の仕様や植栽との組み合わせ等周辺景観と調和した意匠とすること。</p> <p>5 建築物が街角に立つ場合には，街角を意識した意匠とすること。</p>
		色彩 外壁	<p>芦屋の景観色を念頭に，高明度及び低彩度を基本とし，周辺環境との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に建物の大部分を占める外壁の基調色の彩度については，地域に多く用いられている色彩との調和を図り，マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>(1) R (赤)，YR (橙) 系の色相を使用する場合は，彩度6以下</p> <p>(2) Y (黄) 系の色相を使用する場合は，彩度4以下</p> <p>(3) その他の色相を使用する場合は，彩度2以下</p>
		屋根	<p>基調となる色は，けばけばしくならない配色に努める。明度及び彩度については，外壁色との調和したものとすること。</p>

[位置，区域は，計画図表示のとおり]

理由：別紙理由書のとおり。

○大規模建築物は，次のいずれかのものを指す。

- 1 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定するものをいう。)にあつては，高さ8メートルを超え，かつ，延床面積が500平方メートルを超えるもの
- 2 建築物で，第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除くその他の地域にあつては，高さ10メートルを超え，かつ，延床面積が500平方メートルを超えるもの

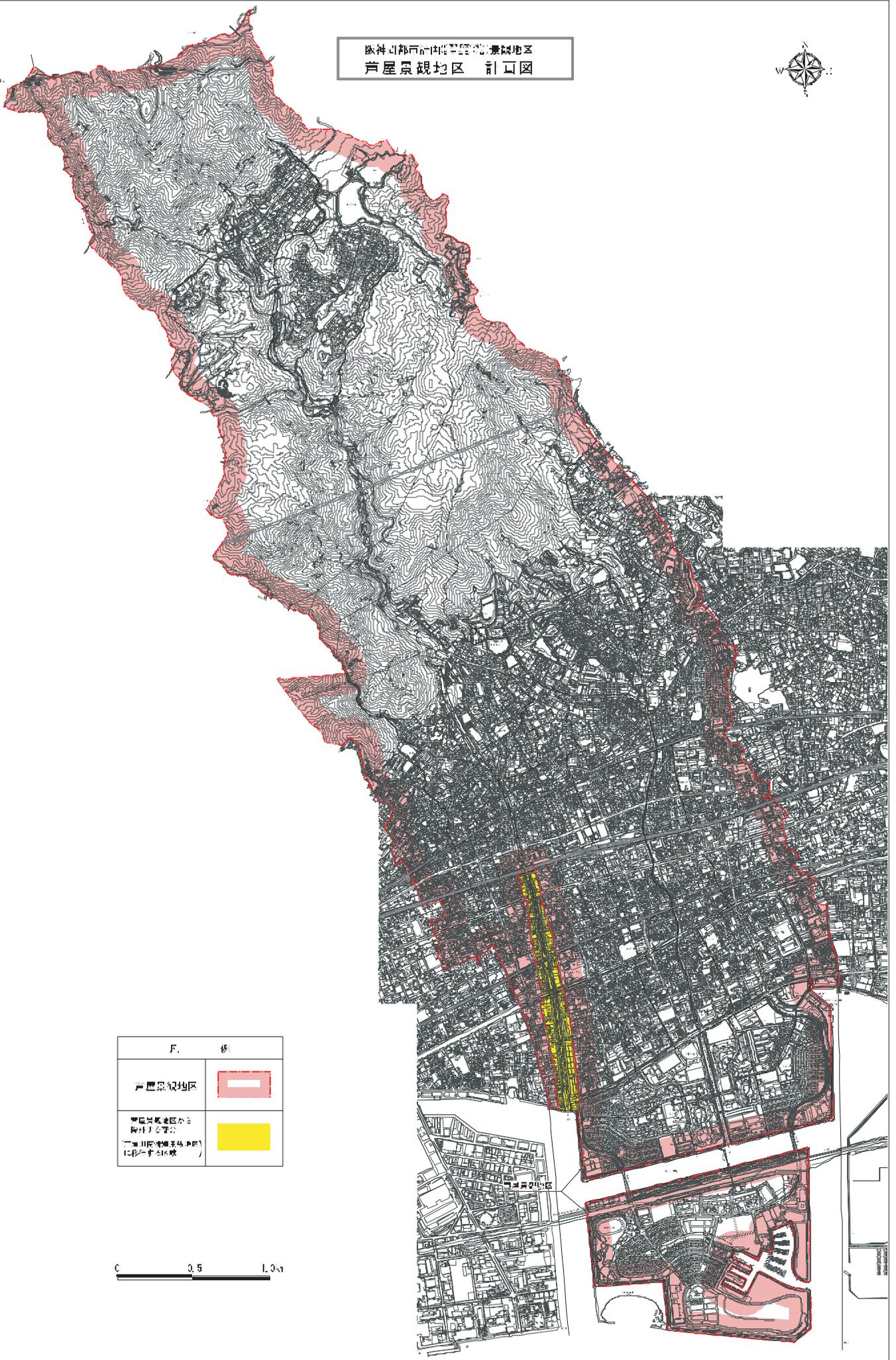
○認定の特例

- 1 次のいずれかに該当する建築物で，市長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは，その認定の範囲内において，形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし，(2)，(3)又は(4)の認定を行うに当たっては，あらかじめ，認定審査会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 景観地区に関する都市計画が定められ，又は変更された際，現に建築物の敷地として使用されている土地で，その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築，増築又は改築を行う場合において，当該敷地の規模，形状等により，本計画書に規定する形態意匠の制限に適合させることが困難と認められるもの
 - (2) 優れた形態意匠を有し，土地利用，建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより，地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (3) 色彩の規定において，素材色などで街並みに違和感を与えないと認められるもの
 - (4) 学校，病院その他の公益上必要な施設で，当該地域の景観に配慮し，かつ，その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (5) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は，上記1の認定を行うに当たっては，良好な景観の保全，形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から，必要な範囲において条件を付すことができる。

理由書

本市のより良い景観の保全と優れた景観の創造を実現するため、本市全域を「芦屋景観地区」として都市計画決定しているものであるが、芦屋川沿岸の南部地区については、さらに、芦屋川の個性と風格のある美しい景観を守り、優れた景観の創出を実現するため、「芦屋川南特別景観地区」として新たに決定することとなったため、当該区域を芦屋景観地区から除外する都市計画変更を行うものである。

阪神間都市圏の歴史・景観地区
芦屋景観地区 計画図



尺	色
芦屋景観地区	
芦屋景観地区の中心部 (芦屋景観地区の中心部) に該当する区域	

0 0.5 1.0km

芦屋川南特別景観地区内における認定を要する工作物の
形態意匠の制限等について

(諮問第9号)

芦屋川南特別景観地区内の認定を要する工作物

認定を要する工作物

景観地区の区分	工作物の種類
芦屋川南特別 景観地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幅員10メートルを超える道路 (2) 面積2,500平方メートルを超える公園 (3) 高架道路, 高架鉄道, 横断歩道橋, こ線橋その他これらに類するもの (4) 橋りょうその他これに類するもので幅員10メートルを超え, 又はその延長が30メートルを超えるもの (5) 立体駐車場で築造面積500平方メートルを超えるもの (6) 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号の電気事業者及び同項第12号の卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。)で高さ15メートルを超えるもの (7) 高架水槽で高さ10メートルを超えるもの (8) 煙突で高さ10メートルを超えるもの (9) 装飾塔, 記念塔, 物見塔, 電波塔その他これらに類するもので高さ10メートルを超えるもの (10) 建築物に附属する垣, さく, 塀, 門その他これらに類するもの (11) 建築物に附属する擁壁 (12) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁で高さ0.5メートルを超えるもの (13) 建築物に附属する日よけその他これに類するもの (14) アンテナで高さ10メートルを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は, 高さ4メートルを超え, かつ, 建築物等の高さとの合計が10メートルを超えるもの) (15) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもので高さ10メートルを超えるもの (16) メリーゴーランド, 観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設で高さ10メートルを超えるもの (17) 石油, ガス, LPG, 穀物, 飼料, 肥料, セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設で高さ10メートルを超えるもの

芦屋川南特別景観地区内の認定を要する工作物の形態意匠の制限

景観地区内における認定を要する工作物の形態意匠の制限

景観地区の区分	一般基準	
芦屋川南特別景観地区	<p>芦屋川沿岸では、河岸の松並木と宅地内の生垣・樹木及び御影石の石積等が一体となった緑豊かな特徴ある景観が形成され、河川を軸とした眺望が広がる。この特徴ある景観を保全・育成するために、特に芦屋川からの景観形成に配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 背景となる山の緑や河岸の松などと一体となった緑豊かな美しい景観となるよう、河川沿いの通りからの見え方に配慮した工作物の配置とするとともに、敷地内の緑と調和する工作物の形態、意匠、材料とすることにより、通りの緑の連続性を形成する。 2 周辺の緑環境と調和した工作物となるよう、工作物の規模や位置に配慮するとともに、河川沿いの通り際には、まちなみの特徴づけている素材や意匠の継承に配慮し、工作物および駐車場や囲障など工作物に付属する施設が一体となった落ち着いた通り外観を形成する。 3 河川沿いの通りや橋などから望む開放的な見通しの景観を保全するため、工作物の高さや形態、配置などに配慮し、芦屋川を軸とした眺望景観を形成する。 	
	工作物の種類	項目別基準
	(1) 立体駐車場	<p>位置・規模</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。
	(2) 高架水槽	
	(3) 装飾塔，記念塔，物見塔，電波塔その他これらに類するもの	
	(4) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの	<p>外観意匠</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 主要な材料は、周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 (2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。あわせて周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。 (3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。 (4) 側面や背面についても、意匠は周辺の景観と調和したものとすること。
	(5) メリーゴーランド，観覧車，飛行塔，コースター，ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設	
	(6) 石油，ガ	<p>屋外設備</p> <p>屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。</p>
		<p>通り外観</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前面空地，駐車場アプローチなど接道部は、工作物と一体的に配置し、及びしつらえるとともに、材料の工夫を行い、落ち着いた外観意匠とすること。 (2) 中高木等による植栽を十分に施すことによ

ス, LPG, 穀物, 飼料, 肥料, セメントその他これらに類するものを貯蔵する施設		り, 緑と調和した外観意匠とすること。 (3) 街角に立つ場合には, 街角を意識した意匠とすること。
	色彩	芦屋の景観色を念頭に, 低彩度を基本とし, 周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については, 地域に多く用いられている色彩との調和を図り, マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は, 彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は, 彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は, 彩度2以下
(1) 鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱その他これらに類するもの (2) 煙突	位置・規模	(1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置, 規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置, 規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし, 通りや周辺, 河岸の並木との連続性を維持し, 形成するような配置, 規模及び形態とすること。
	外観意匠	主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し, 見苦しくならないものを用いること。
	屋外設備	屋外に設置する設備は, 周囲から見えないよう工夫し, 露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
	色彩	芦屋の景観色を念頭に, 低彩度を基本とし, 周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については, 地域に多く用いられている色彩との調和を図り, マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は, 彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は, 彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は, 彩度2以下
建築物に附属する垣, さく, 塀, 門その他これらに類するもの	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置, 規模及び形態とすること。 (2) 周辺の景観と調和したスケールとし, 通りや周辺, 河岸の並木との連続性を維持し, 形成するような配置, 規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は, 周辺の景観との調和や質感に配慮し, 見苦しくならないものを用いること。

		<p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p>
	通り外観	塀、柵等の囲障は、周辺の景観になじむ素材を使用し、植栽計画と一体となった意匠とすること。
	色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図りマンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
(1) 建築物に附属する擁壁 (2) 建築物に附属する擁壁以外の擁壁	位置・規模	<p>(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。</p> <p>(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。</p>
	外観意匠	<p>(1) 主要な材料は、周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。</p> <p>(2) 芦屋川からの眺めを意識した意匠とすること。</p> <p>(3) 通りや周辺で共通の要素を有しているところでは、連続性が維持される意匠とすること。</p>
	通り外観	芦屋川からの見え方に配慮するとともに、地域で多用される御影石の仕様や周辺の景観になじむ素材や意匠とし、それらと建築物が一体となった特徴ある景観を継承する外観意匠とすること。
	色彩	<p>芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。</p> <p>ア R (赤), YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下</p> <p>イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下</p> <p>ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下</p>
建築物に附属する日よけ	位置・規模	(1) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。

		(2) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。
	外観意匠	(1) 主要な材料は、周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。 (2) 建築物と調和した意匠とすること。
	色彩	(1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤) , YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 建築物の色彩と調和したものであること。
アンテナ	位置・規模	(1) 芦屋川の景観を特徴づける山・海などへの眺めを損ねない配置、規模及び形態とすること。 (2) 現存する景観資源を可能な限り活かした配置、規模及び形態とすること。 (3) 周辺の景観と調和したスケールとし、通りや周辺、河岸の並木との連続性を維持し、形成するような配置、規模及び形態とすること。
	外観意匠	主要な材料は周辺の景観との調和や質感に配慮し、見苦しくならないものを用いること。
	屋外設備	屋外に設置する設備は、周囲から見えないよう工夫し、露出する場合は工作物と調和した意匠とすること。
	色彩	(1) 芦屋の景観色を念頭に、低彩度を基本とし、周辺の景観との調和に配慮したけばけばしくない配色とすること。特に工作物の大部分を占める基調色の彩度については、地域に多く用いられている色彩との調和を図り、マンセル値で次を満たすこと。 ア R (赤) , YR (橙) 系の色相を使用する場合は、彩度4以下 イ Y (黄) 系の色相を使用する場合は、彩度3以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の色彩と調和したものであること。

(1) 道路 (2) 公園	(1) 周辺の景観に調和した意匠, 色彩等とすること。 (2) 屋外に設置する設備は, できるだけ目立たないように工夫したものとすること。
(1) 高架道路・高架鉄道・横断歩道橋・こ線橋その他これらに類するもの (2) 橋りょうその他これに類するもの	(1) 周辺の景観に調和した意匠, 色彩等とすること。 (2) 屋外に設置する設備は, できるだけ目立たないように工夫したものとすること。 (3) 親柱, 高欄等の意匠やポイントとなる彫刻, 緑化等による演出を工夫したものとすること。

備考

- 1 次のいずれかに該当する認定工作物で, 市長が当該認定工作物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは, その認定の範囲内において, 形態意匠の制限を適用しないことができる。ただし, 第2号の認定を行うに当たっては, あらかじめ, 認定審査会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 景観地区に関する都市計画が定められ, 又は変更された際, 現に認定工作物の敷地として使用されている土地で, その全部を一の認定工作物の敷地として使用する認定工作物の新設, 増築又は改築を行う場合において, 当該敷地の規模, 形状等により, 形態意匠の制限に適合させることが困難と認められるもの
 - (2) 優れた形態意匠を有し, 土地利用, 認定工作物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより, 地域の景観の向上に資すると認められるもの
 - (3) 色彩の規定において, 素材色などで街並みに違和感を与えないと認められるもの
 - (4) 災害対策その他これに類する理由により緊急に行う必要があるもの
- 2 市長は, 前項の認定を行うに当たっては, 良好な景観の保全, 形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から, 必要な範囲において条件を付すことができる。

芦屋川南特別景観地区内の工作物の高さの最高限度

工作物の高さの最高限度

景観地区の区分	工作物の高さの最高限度
芦屋川南特別景観地区	工作物の各部分の高さ(芦屋川に沿って接する道路(以下芦屋川沿道という。)の路面の中心からの高さによる。)は、当該部分から芦屋川沿道の境界線までの水平距離に、1.0を乗じて得たものに、A地区にあつては5mを、B地区及びC地区にあつては10mを加えたもの以下とする。

芦屋景観地区における認定状況について

(報 告 事 項)

芦屋景観地区の認定状況について

(平成21年7月1日～平成22年3月31日)

1	大規模建築物	
	新築	1 1 件 (1 件)
	増築	3 件
	改築	0 件
	外観を変更することとなる修繕	2 件
	外観を変更することとなる模様替え	0 件
	色彩の変更	1 4 件
	小 計	3 0 件 (1 件)
2	その他の建築物	
	新築	1 8 9 件
	増築	1 3 件
	改築	2 件
	外観を変更することとなる修繕	1 件
	外観を変更することとなる模様替え	0 件
	色彩の変更	4 1 件
	小 計	2 4 6 件
3	認定工作物	
	新築	1 3 件
	増築	1 件
	改築	0 件
	外観を変更することとなる修繕	0 件
	外観を変更することとなる模様替え	0 件
	色彩の変更	0 件
	小 計	1 4 件
4	合 計	2 9 0 件 (1 件)

※ () 内は不認定件数を示す。

(平成22年4月1日～平成22年4月30日)

1	大規模建築物	
	新築	2件
	増築	0件
	改築	0件
	外観を変更することとなる修繕	2件
	外観を変更することとなる模様替え	0件
	色彩の変更	0件
	小計	2件
2	その他の建築物	
	新築	11件
	増築	0件
	改築	0件
	外観を変更することとなる修繕	0件
	外観を変更することとなる模様替え	0件
	色彩の変更	3件
	小計	14件
3	認定工作物	
	新築	3件
	増築	0件
	改築	0件
	外観を変更することとなる修繕	0件
	外観を変更することとなる模様替え	0件
	色彩の変更	0件
	小計	3件
4	合計	19件

芦屋市都市景観アドバイザー会議の開催状況について

（ 報 告 事 項 ）

平成21年度 芦屋市都市景観アドバイザー会議の開催状況について

第1回 開催日時 平成21年4月13日(月) 午前9時30分から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について
 - (1) 共同住宅(船戸町)
 - (2) 商業施設(海洋町, 南浜町)
 - (3) 防災無線(市内全域)

第2回 開催日時 平成21年7月23日(木) 午後4時から
議 事

1. 芦屋景観地区の決定について
2. 芦屋市都市景観認定審査会との今後の運営に関する意見交換

第3回 開催日時 平成21年10月8日(木) 午前10時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について
 - (1) 病院(朝日ヶ丘町)
 - (2) 共同住宅(楠町)

第4回 開催日時 平成21年11月19日(木) 午前9時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について
 - (1) 共同住宅(松ノ内町)
 - (2) 共同住宅(大原町)
 - (3) 共同住宅(大原町)

第5回 開催日時 平成21年12月22日(火) 午後1時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について
 - (1) 店舗(公光町)

第6回 開催日時 平成22年1月29日(金) 午前9時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について

(1) 共同住宅(月若町)

(2) 共同住宅(業平町)

(3) 一戸建ての住宅(涼風町)

第7回 開催日時 平成22年3月1日(月) 午前9時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について

(1) 集会所(南浜町, 海洋町)

(2) 一戸建ての住宅(六麓荘町)

(3) 老人福祉施設等(陽光町)

第8回 開催日時 平成22年3月31日(水) 午前10時から
議 事

1. 大規模建築物等の景観協議について

(1) 共同住宅(楠町)